

農林物資規格調査会部会 議事概要
(平成16年7月29日(木) 13:30～:農林水産省第二特別会議室)

農産物缶詰及び農産物瓶詰

- | | |
|-----|--|
| 部会長 | 議題にそって議事を進めたい。本日の議題は農産物缶詰及び農産物瓶詰に関するものである。前回の6月1日の部会の関係もあり行うことになった。では、事務局から説明願いたい。 |
| 事務局 | (資料2「農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部改正について(案)」及び資料3「農産物缶詰及び農産物瓶詰の品質表示基準の一部改正について(案)」を説明。 |
| 部会長 | 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部改正案及び品質表示基準の一部改正案についてご審議を願いたい。
まず、日本農林規格の一部改正案で具体的にはフルーツみつ豆を追加することである。資料2の29ページに事務局に説明いただいた経緯のとおり予定していた調理食品缶瓶詰が廃止の方向にあるため、フルーツみつ豆は行き場を失った。また、フルーツみつ豆は寒天が入っているということで純粋に農産物缶瓶詰に入れることができないとのことであった。よって、今回農産物缶瓶詰に追加するという緊急措置をとったとのこと。
意見を願いたい。 |
| 委員 | 充てん液とかその他名称とか単純にみんながわかりやすいような表示が大事という説明聞いたが、可溶性固形物が10%以上とかであったのが甘いとかになったのは表示はそれでいいと思うが、内規で作られるときは何%とか残しておいてもらいたい。 |
| 事務局 | 今現在の、充てん液そのものの規定はそのまま残る。ただ、今規定されている以外の新たな充てん液が出てきたのでこれを包含する必要があることから、この充てん液の内容を表す最も一般的な充てん液の種類の名称を記載するということである。 |
| 部会長 | 従来の糖類の規定はそのまま残って、アスパルテームとかそういった甘味料についてはカバーするということである。
これは表示の方にも入っているかと思う。 |
| 委員 | みつ豆の規格の内容について意見してよいか。 |
| 部会長 | はい。 |

委員	「資料2 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部改正について(案)」の9ページより前は標準と上級は同じで、果実の配合割合のところで差をつけているが、肝心の赤えんどうのところと一緒にある。ここでもたくさん入っているかそうでないかで差を付けた方がよい。 嗜好品でもここで残してもらったのはよかった。 調理缶詰が廃止されるが、先ほどの説明で「きんぴらごぼう」があったがこれは混合野菜缶詰になるかと思う。しかしイメージする「きんぴらごぼう」は調理缶詰である。混合野菜缶詰は素材が混ざっているという感じがする。難しいところだとは思いますが、調理缶詰はどういうものであってどうやって区別しているのかわからない。なぜ「きんぴらごぼう」は調理缶詰ではないのか。
部会長	2点ご意見があったかと思うが。
事務局	赤えんどうの方だが、このフルーツみつ豆の規格は缶詰の中ではかなり細かい規定が入った規格となっていると理解している。赤えんどうについては、当時消費技術センターでパネラーの方々により何%位がいいか議論している。その時、赤えんどうはあまり多くても良い評価が得られないという結果もありそれで5%以上とした経緯がある。従って赤えんどうについては、上級と標準と一緒にするという結論になった。 調理食品缶詰については、確かにおっしゃるとおり調理されているといえはされているものである。調理食品缶詰は廃止の見込みだが、一応調理食品缶詰の仕分けとして、「食肉や鳥卵を原材料として使用しているもの」という言葉がある。当時、仕分けするのに苦労したものと思われる。カレーやシチュー、鶏肉を使っている、鳥の卵を使っているなど、一応そういう仕切りになっている。
委員	なぜ「きんぴらごぼう」かということ、「きんぴらごぼう」はビニール袋に入って素材で売られている。そういうものがあるということは、混合野菜として味付けされていないものがあり得るということである。調理缶詰は味付けされてあってすぐに食べられるものだと思う。
事務局	イメージ的に調理というのは分かるが、一応このように整理されているということでぜひご理解いただきたい。
部会長	6月のときに調理食品缶瓶詰が廃止となっているということで、苦しい状況となっている。今となっては、混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰の方に入れるということである。 他にご意見あるか。

委員	フルーツみつ豆の規格をみると、食品添加物について上級と標準でずいぶん違いがあると思う。着色料はさくらんぼのみで寒天には認めないというのは良いと思う。上級と標準がどのくらいの割合で出回っているのか。また、J A Sの見直しでは添加物は少なくするという点から、上級でここまで添加物を絞れるのであれば標準でもっと絞れないか。
事務局	この規格を作る際に、かなり議論された箇所であると理解している。ご質問のあった出回り数量の話だが、現在は上級と標準の区分がないのでそういうデータはない。しかし、この規格を作る際に現在のフルーツみつ豆中の果実の種類がどのくらいあるのかを消費技術センターで調べてもらったところ、4種類以上のものがパネラーからみても良いという判断があり、それで上級と標準をわけることとなった。 また、添加物については、消費者の方々からのご意見、さらに現在フルーツみつ豆に使用されている添加物の状況から精査して調べた結果、議論があったと聞いているが、当該食品の品質を保持するため、また現在売られているので標準として認めるということによいのではないかということになった。着色料は数は非常に多いように見えるが、1種類ではなく基本的には色々混ぜて使用するというので、どの食品でもそうなのだが1種類だけ認めても無いに等しいということになってしまうので現在の状況からこのようにした。
部会長	現状を認めたということであった。他にご意見あるか。 ないようならば、農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部改正案及び農産物缶詰及び農産物瓶詰の品質表示基準の一部改正案について、ご了解いただけたということによろしいか。
委員	(異議なし)
部会長	ただいまご審議いただいた案件について原案どおりご了承いただいたということでJ A S調査会に報告させていただく。